

株 主 各 位

東京都江東区東陽二丁目4番43号

株式会社 ミスミグループ本社

代表取締役会長・CEO 三 枝 匡

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月16日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月17日(木曜日) 午後3時 |
| 2. 場 所 | 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 3階「永代の間」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第48期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の内容決定の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.misumi.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果ならびに今後の課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期を底として、下半期はアジアを中心とした新興国の景気回復の影響などから輸出が増加し、輸出主導の景気回復局面を迎えました。2009年第3四半期の輸出伸び率は前年同期比+5.0%となっており、これにより同時期のGDP成長率は前年同期比+4.6%の高い伸び率となりました。自動車・電子部品・鉄鋼・精密機械などを中心に、アジア向け輸出は前年度の第1四半期に比べ+18.9%、第2四半期+12.8%、第3四半期には+7.0%と伸び続けました。

輸出の回復は製造業の設備稼働率の改善に大きく貢献し、鋳工業の実稼働率は2009年2月の48.1%から同12月には67.0%まで回復しています。設備稼働率の回復に伴い、新規設備投資の水準も下げ止まりをみせ始めています。今年度、機械受注(船舶・電力除く民需)は前年比20%台の減少を続けていましたが、この下げ幅は12月に1.5%減、2010年1月には1.1%減となるなど、下げ止まりの様相を呈しています。

このように当連結会計年度後半からアジア経済の回復を主因として、日本経済が緩やかに回復傾向に向かう中、当社の顧客である機械製造業界では、輸出を主因とする増産対応、凍結していた投資の再開、環境配慮型商品への移行など商品ラインの入れ換え、既存製造工程の合理化、アジア諸国などでの現地生産の拡大などに注力しています。これら顧客のニーズに応じていくべく、当社は顧客の省力化を実現するインターネット受注システムの導入、製造・流通のさらなる合理化によるプライスダウン、顧客の設計コストを省く新商品開発、顧客の在庫圧縮を実現するさらなる短納期化、アジアなど海外における販売力の強化などに取り組んでまいりました。このような取り組みの結果、下半期の売上高は前年同期比9.2%の増加となりました。

通年の売上高では、上半期における需要減や国内における設備投資の回復の遅れにより、当社グループ全体で前年同期比19.0%の減収となりました。

この結果、連結売上高は、891億8千万円、対前年同期比で208億6千万円(19.0%)の減収となりました。利益面につきましては、営業利益は84億8百万円、対前年同期比で26億8百万円(23.7%)の減益、経常利益は80億8千2百万円、対前年同期比で25億4千4百万円(23.9%)の減益、当期純利益は38億8千5百万円、対前年同期比で8億円(17.1%)の減益となりました。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	前 連 結 会計年度	当 連 結 会計年度	増減率 (%)	前 連 結 会計年度	当 連 結 会計年度	増減率 (%)
自 動 化 事 業	62,376	50,666	△18.8	8,737	6,738	△22.9
金 型 部 品 事 業	28,424	22,760	△19.9	1,354	746	△44.9
エレクトロニクス事業	10,281	8,079	△21.4	1,125	1,125	△0.1
多 角 化 事 業	8,958	7,674	△14.3	291	290	△0.3
全 社 ・ 消 去	—	—	—	△492	△492	—
合 計	110,041	89,180	△19.0	11,016	8,408	△23.7

・事業別セグメントの業績

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。なお、当連結会計年度より「光関連事業」を「自動化事業」に含め、前連結会計年度まで5区分であった事業の種類別セグメントを4区分に変更しております。当該セグメント区分の前期業績数値は、変更後の新たな区分を基準とした数値に置き換えて表示しています。

①自動化事業

自動化事業は、前年度に自動車・液晶・半導体関連といった主要顧客層すべてが大幅な生産調整に入り、上半期においても新規投資の凍結・着工延期などの影響を大きく受けました。一方、下半期より主力顧客層である自動車関連がエコカー等を中心に回復がみられたほか、第8世代液晶パネル量産開始や新型OS搭載のパソコン量産開始などの要因により液晶・半導体関連において設備投資が回復しました。これらの結果、売上高は年間合計では506億6千6百万円となり、前年同期に比べ117億9百万円（18.8%）の減収となりました。営業利益は急激な売上減少と円高の影響を受け、67億3千8百万円となり、前年同期と比べ19億9千9百万円（22.9%）の減益となりました。

②金型部品事業

金型部品事業も前年度より続いた自動車・弱電関連業界の生産調整、設備投資凍結の影響を受けました。下半期から売上高は回復傾向にありますが、世界的な景気後退の深刻化にともない、プレス・モールド事業ともに、海外事業においても売上減少の影響を受けました。第3四半期以降新拡販施策により受注は回復基調となったものの、売上高は227億6千万円となり、前年同期に比べ56億6千4百万円（19.9%）の減収となりました。営業利益は引き続きコストダウンに注力しましたが円高の影響もあり、前年同期と比べ6億7百万円（44.9%）減益の7億4千6百万円となりました。

③エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、上半期に半導体生産設備投資やシステム投資の減少・凍結の影響を大きく受け、売上高は80億7千9百万円となり前年同期に比べ22億2百万円(21.4%)の減収となりました。一方、今年度における新商品導入の効果もあり、営業利益は前年同期並みの11億2千5百万円となりました。

④多角化事業

当社グループの多角化事業は、機械加工用工具関連事業(ツール事業部)、および動物病院向け医療消耗品関連事業(株)プロミクロスより構成されています。ツール事業については、主に上半期を中心とした需要減の影響を受け、また医療消耗品関連事業においても景況感悪化の影響が遅れて現れたことにより、売上高は76億7千4百万円、前年同期に比べ12億8千4百万円(14.3%)の減収となりました。この結果、営業利益は2億9千万円となりました(前年同期比0.3%の減少)。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループでは、新規事業への進出と既存事業の領域および競争力拡大を基本戦略として、当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で38億6千3百万円でありました。その主な内容は情報ネットワーク関連および新基幹システム構築であります。これらに要する資金は自己資金の充たにより実施しております。

なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (平成19年3月期)	第46期 (平成20年3月期)	第47期 (平成21年3月期)	第48期 (平成22年3月期)
売 上 高(百万円)	118,139	126,665	110,041	89,180
当 期 純 利 益(百万円)	9,447	9,698	4,686	3,885
1株当たり当期純利益(円)	108.42	109.72	52.89	43.84
総 資 産(百万円)	84,244	92,596	86,079	92,940
純 資 産(百万円)	63,938	71,423	71,853	75,946

(4) 主要な事業内容

ミスミオリジナル商品を中心としたF A (ファクトリーオートメーション) 部品、金型部品、F A 機器接続用ケーブル・ハーネス・コネクタ、機械加工用工具ならびに動物病院・開業医向け医療材料などのカタログおよびインターネットによる通信販売を行っております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	自動化事業 金型部品事業 エレクトロニクス事業 多角化事業（機械加工用工具）	
駿河精機株式会社	百万円 491	100.0%	自動化事業 金型部品事業 多角化事業（機械加工用工具）	
株式会社プロミクロス	百万円 50	100.0%	多角化事業 （開業医・動物病院向け医療材料）	
株式会社 S P パーツ	百万円 99	100.0% (100.0%)	自動化事業	
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	自動化事業 金型部品事業 エレクトロニクス事業 多角化事業（機械加工用工具）	
MISUMI TAIWAN CORP.	千NT\$ 15,000	100.0% (100.0%)		
MISUMI UK LTD.	千£ 800	100.0% (100.0%)		
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	千S\$ 1,000	100.0% (100.0%)		
MISUMI E. A. HK LIMITED	千HK\$ 8,000	100.0% (100.0%)		
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 37,701	100.0% (100.0%)		
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%		
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	千RMB 112,847	100.0% (100.0%)		
MISUMI EUROPA GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)		
MISUMI INDIA Pvt Ltd.	千INR 258,833	100.0% (100.0%)		
三島精機株式会社	百万円 80	100.0% (100.0%)		金型部品事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 8,500	100.0% (100.0%)		自動化事業 金型部品事業
SURUGA USA CORP.	千US\$ 7,500	100.0% (100.0%)		自動化事業 金型部品事業

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
スルガセイキ(上海)有限公司	千RMB 73,509	100.0% (100.0%)	自動化事業 金型部品事業
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	千THB 77,000	100.0% (100.0%)	自動化事業 金型部品事業
SURUGA POLSKA Sp. z o. o.	千PLN 18,852	100.0% (100.0%)	自動化事業
SURUGA KOREA CO., LTD.	千KRW 2,502,840	100.0% (100.0%)	自動化事業

- (注) 1. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。
2. MISUMI INDIA Pvt Ltd. は平成21年4月に設立しております。
3. スルガセイキ(上海)有限公司の社名は本来中国漢字であります。電子データでの表記が不可能なため、カタカナに代えて記載しております。

(6) 主要な営業所および事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東 京 都 江 東 区

② 子会社

・国内

名 称	所 在 地
株式会社ミスミ	東 京 都 江 東 区
駿河精機株式会社	静 岡 県 静 岡 市
株式会社プロミクロス	東 京 都 江 東 区
三島精機株式会社	静 岡 県 静 岡 市
株式会社SPパーツ	茨 城 県 稲 敷 郡

・海外

名 称	所 在 地	
MISUMI USA, INC.	米 国	イ リ ノ イ 州
MISUMI TAIWAN CORP.	台 湾	台 北
MISUMI UK LTD.	英 国	ミドルセックス
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル	
MISUMI E. A. HK LIMITED	中 国	香 港
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タ イ	ラ ヨ ー ン
MISUMI KOREA CORP.	韓 国	ソ ウ ル
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中 国	上 海
MISUMI EUROPA GmbH	ド イ ツ	シュワルバッハ
MISUMI INDIA Pvt Ltd.	イ ン ド	プ ネ
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベ ト ナ ム	ホ ー チ ミ ン
SURUGA USA CORP.	米 国	イ リ ノ イ 州
スルガセイキ(上海)有限公司	中 国	上 海
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タ イ	ラ ヨ ー ン
SURUGA POLSKA Sp. z o. o.	ポ ー ラ ン ド	グ ダ ン ス ク
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓 国	京 畿 道

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
名 3,581	名 468減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 340,000,000株

(2) 発行済株式の総数 88,633,780株

(注) 上記の発行済株式の総数は、自己株式384,904株を除いております。

(3) 株主数 5,121名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	株 18,904,430	% 21.3
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	株 9,200,200	% 10.4
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント	株 6,551,804	% 7.4
田口 弘	株 6,028,500	% 6.8
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	株 5,881,300	% 6.6
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス 信託銀行株式会社	株 3,559,500	% 4.0
アールービーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン レンディング アカウント	株 2,737,200	% 3.1
野村信託銀行株式会社	株 2,307,400	% 2.6
日本生命保険相互会社	株 1,771,890	% 2.0
サジャップ	株 1,498,300	% 1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式（384,904株）を控除して計算しております。

2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

回次	第3回新株予約権	第4回新株予約権
保有人数		
当社取締役 (社外役員を除く)	1名	2名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	一名	1名
当社監査役	一名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	441,600株	81,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,394円	1株当たり1,742円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成22年7月31日	
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。</p> <p>ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>ニ. その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と当社、子会社または関連会社の役員または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>	
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。	
有利な条件の内容	新株予約権を当社の取締役および従業員に無償で発行した。	

回次	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数		
当社取締役 (社外役員を除く)	1名	1名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名	一名
当社監査役	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	480,000株	56,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,795円	1株当たり1,735円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月31日	
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。</p> <p>ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>ニ. その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と当社、子会社または関連会社の役員または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>	
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。	
有利な条件の内容	新株予約権を当社の取締役および従業員に無償で発行した。	

回次	第7回新株予約権	第8回新株予約権
保有人数		
当社取締役 (社外役員を除く)	1名	3名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名	一名
当社監査役	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	465,000株	159,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,785円	1株当たり2,534円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成24年7月31日	
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。</p> <p>ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>ニ. その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と当社、子会社または関連会社の役員または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>	
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。	
有利な条件の内容	新株予約権を当社の取締役および従業員に無償で発行した。	

回次	第10回新株予約権
保有人数	
当社取締役 (社外役員を除く)	5名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の 数	280,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,219円
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、新株予約権者が上記イ.の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第12回新株予約権
保有人数	
当社取締役 (社外役員を除く)	6名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の 数	400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,073円
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～平成27年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、新株予約権者が上記イ.の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第14回新株予約権
保有人数	
当社取締役 (社外役員を除く)	6名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	486,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,432円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成28年7月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、新株予約権者が上記イ.の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

名称	第15回新株予約権
発行決議の日	平成21年7月21日
交付された者の人数	
当社使用人 (当社の役員を兼ねている者を除く。)	31名
当社の子会社の役員および使用人 (当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。)	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	143,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	228,800,000円
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の主な取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、新株予約権者が上記イ. の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長・CEO	三 枝 匡	株式会社プロミクロス 代表取締役
代表取締役社長	高 家 正 行	株式会社ミスミ 代表取締役社長
代表取締役副社長	江 口 正 彦	株式会社ミスミグループ本社 F A事業グループ管掌 株式会社ミスミ F Aエレメント企業体社長
代表取締役副社長	有 賀 貞 一	株式会社ミスミグループ本社 事業プラットフォームグループ管掌
取締役常務執行役員	大 野 龍 隆	駿河精機株式会社 代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社 生産プラットフォームグループ管掌
取 締 役	田 口 弘	株式会社エムアウト 代表取締役社長
取 締 役	吹 野 博 志	株式会社吹野コンサルティング 代表取締役社長 楽天株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 本 博 史	株式会社ミスミ 監査役 株式会社プロミクロス 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監 査 役	竹 俣 耕 一	税理士法人レクス会計事務所 代表社員 株式会社マースエンジニアリング 社外監査役 公認会計士・税理士
監 査 役	丸 山 輝 久	弁護士（紀尾井町法律事務所）
監 査 役	野 末 寿 一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡瓦斯株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役吹野博志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役竹俣耕一、丸山輝久および野末寿一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役竹俣耕一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役丸山輝久および野末寿一の各氏は、弁護士の資格を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	報酬等の額 (百万円)	摘 要
取締役 (うち社外)	7 (1)	609 (7)	株主総会の決議（平成18年6月23日定時株主総会）による取締役の報酬の額は年額7億円以内であり、その額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含んでおりません。 なお、報酬型ストック・オプションである新株予約権の割り当ての額は、2億1千万円以内であります。
監査役 (うち社外)	4 (3)	30 (12)	株主総会の決議（平成5年6月28日定時株主総会）による監査役の報酬の額は年額5千万円以内であります。
計	11	639	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額は2千2百万円であります。
2. 上記の報酬等の額には、平成21年6月18日開催の取締役会において決議された、報酬型ストック・オプションである新株予約権を費用処理した金額（取締役7名 1億2百万円）を含めております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額5千4百万円（取締役5千3百万円、監査役1百万円）を含めております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額1億7千5百万円（取締役1億7千4百万円、監査役1百万円）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吹 野 博 志	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況 当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
社外監査役	竹 俣 耕 一	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会15回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の見解により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
	丸 山 輝 久	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の見解により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
	野 末 寿 一	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の見解により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりません。

当該定款に基づき当社が社外取締役吹野博志氏および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 6千9百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 7千3百万円 |

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(注)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計であります。

(4) 非監査業務の内容

一部の子会社への決算相談業務等

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うこととしております。

なお、検討の結果、解任または不再任が妥当であると判断した場合には、当社監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議することとしております。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、平成21年4月20日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役会、執行役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ② 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 法令遵守、環境、情報、輸出管理等のリスクに対しては、各種規程・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ 不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催の執行役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・ 進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会または執行役員会等で討議する。
 - ・ 毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役および使用人は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・ 職務権限規程等の意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・ 法令や規程に対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ ミスミグループ本社は、執行役員会で各関係会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各関係会社の業務の適正性を確保する。
 - ・ 内部監査チームは、各関係会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・ 反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は会社に著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ 監査役は会計監査人や内部監査チームと定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	67,354	流動負債	14,530
現金及び預金	27,603	支払手形及び買掛金	7,197
受取手形及び売掛金	22,071	短期借入金	1,200
有価証券	5,402	未払金	2,421
商品及び製品	7,533	未払法人税等	1,599
仕掛品	859	賞与引当金	990
原材料及び貯蔵品	2,222	役員賞与引当金	182
繰延税金資産	803	その他	937
未収法人税等	218		
その他	713		
貸倒引当金	△76		
固定資産	25,586	固定負債	2,463
有形固定資産	13,736	退職給付引当金	1,728
建物及び構築物	4,265	役員退職慰労引当金	705
機械装置及び運搬具	3,362	その他	29
土地	3,913		
建設仮勘定	1,698	負債合計	16,994
その他	495		
無形固定資産	3,650	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,875	株主資本	77,286
のれん	670	資本金	4,681
その他	104	資本剰余金	14,453
		利益剰余金	58,801
		自己株式	△650
投資その他の資産	8,200	評価・換算差額等	△1,619
投資有価証券	5,661	その他有価証券評価差額金	63
繰延税金資産	1,592	為替換算調整勘定	△1,682
保険積立金	219	新株予約権	279
その他	882		
貸倒引当金	△154	純資産合計	75,946
資産合計	92,940	負債・純資産合計	92,940

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		89,180
売上原価		54,241
売上総利益		34,938
販売費及び一般管理費		26,530
営業利益		8,408
営業外収益		
受取利息	168	
受取配当金	24	
有価証券売却益	0	
持分法による投資利益	12	
助成金収入	64	
雑収入	112	
営業外費用		383
支払利息	21	
有価証券評価損	0	
株式交付費	0	
為替差損	530	
賃貸雑損	88	
経常損失	67	
特別利益		708
固定資産売却益	59	
賞与引当金戻入益	40	
退職給付引当金戻入益	96	
関係会社の清算益	0	
その他	5	
特別損失		202
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	30	
固定資産臨時償却費	114	
減損損失	316	
その他	42	
税金等調整前当期純利益		507
法人税、住民税及び事業税	4,000	7,777
法人税等調整額	△108	3,891
当期純利益		3,885

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	4,681	14,453	55,363	△649	73,849
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△443	—	△443
当 期 純 利 益	—	—	3,885	—	3,885
連結除外に伴う減少高	—	—	△5	—	△5
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△0	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,437	△0	3,436
平成22年3月31日残高	4,681	14,453	58,801	△650	77,286

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	0	△2,153	△2,152	157	71,853
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△443
当 期 純 利 益	—	—	—	—	3,885
連結除外に伴う減少高	—	—	—	—	△5
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△1
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	62	470	533	122	656
連結会計年度中の変動額合計	62	470	533	122	4,093
平成22年3月31日残高	63	△1,682	△1,619	279	75,946

連 結 注 記 表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
〔 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……21社

主要な連結子会社の名称……株式会社ミスミ、駿河精機株式会社

(新規) 当連結会計年度において新たに加わった1社

MISUMI INDIA Pvt Ltd.

(除外) スルガセイキ(広州)有限公司は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の数および主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数……3社

- ・ PARTS KOREA CO., LTD.
- ・ WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.
- ・ スルガセイキ(広州)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

(1) 持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数……2社

- ・ ADS TECHNOLOGIES CO., LTD.
- ・ 株式会社マルチビッツ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数および会社等の名称

持分法を適用しない非連結子会社の数……3社

- ・ PARTS KOREA CO., LTD.
- ・ WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.
- ・ スルガセイキ(広州)有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日と連結決算日が異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	決 算 日
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	12月31日
SAIGON PRECISION CO., LTD.	12月31日
SURUGA USA CORP.	12月31日
スルガセイキ(上海)有限公司	12月31日
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	12月31日
SURUGA POLSKA Sp. z o. o.	12月31日
SURUGA KOREA CO., LTD.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を採用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

③た な 卸 資 産

商 品、 原 材 料……………主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製 品、 仕 掛 品……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……………カタログについては、主として最終仕入原価法、それ以外の貯蔵品については、総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有 形 固 定 資 産……………国内子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 4年～10年

一部の連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を適用しております。

②無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

ソ フ ト ウ ェ ア……………社内における利用可能期間 (5年) による定額法によっております。

(自 社 利 用 分)……………定額法を適用しております。

その他の無形固定資産……………定額法を適用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費……………支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役 員 賞 与 引 当 金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、発生した連結会計年度から10年間で費用処理することとしております。

⑤役 員 退 職 慰 労 引 当 金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
- (7) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (8) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
のれんは、5年間で均等償却しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更]

(退職給付に係る会計基準の一部改正)

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外費用の「雑損失」に含めておりました「貸貸損失」（前連結会計年度74百万円）は、重要性が増したため区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「事業整理損」（当連結会計年度23百万円）は、金額が僅少となったために、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

- 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額
8,858百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動化機器製造用設備、金型部品製造用設備等の一部については、リース契約により使用しています。
- のれんおよび負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

のれん	739百万円
負ののれん	△69百万円
(差引)のれん	670百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	89,018,684	—	—	89,018,684

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	384,366	682	144	384,904

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 682株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 144株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	265	3	平成21年3月31日	平成21年6月19日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	177	2	平成21年9月30日	平成21年12月14日
計		443			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	709	8	平成22年3月31日	平成22年6月18日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 2,655,200株

[金融商品に関する注記]

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用方針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に自動化学業部品、金型部品事業部品、エレクトロニクス事業部品、多角化学業部品の企画・販売事業を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建営業債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されています。当社グループでは、原則外貨建営業債権・債務をネットしたポジションについて先物が替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に日本国債であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、安定的な運用方針の下、投機的な売買は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用規程に従い、主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社グループは、外貨建の営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物が替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、現状先物が替予約のみ取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しています。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス室内の財務担当者による相互牽制およびチェックにより行われています。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス室が定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブの取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2)をご参照ください。）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	27,603	27,603	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,071	22,071	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,555	10,555	—
(4) 支払手形及び買掛金	(7,197)	(7,197)	—
(5) デリバティブ取引（*2）	(195)	(195)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引いた合計を表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	509

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

〔 賃貸等不動産に関する注記 〕

（追加情報）

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号平成20年11月28日）および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計 基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 853円 70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円 84銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 43円 80銭 |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	75,946 百万円
普通株式に係る純資産額	75,666 百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	279 百万円
普通株式の発行済株式数	89,018 千株
普通株式の自己株式数	384 千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	88,633 千株

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	3,885 百万円
普通株式に係る当期純利益	3,885 百万円
普通株主に帰属しない金額	－ 百万円
普通株式の期中平均株式数	88,634 千株
当期純利益調整額	－ 百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	
新株予約権	93 千株
普通株式増加数	93 千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年6月20日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 205千株 ・平成16年6月22日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 700千株 ・平成17年6月23日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 993千株 ・平成19年6月21日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 280千株 ・平成19年12月17日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 35千株 ・平成20年6月20日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 400千株 ・平成20年11月19日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 77千株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 正行 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成22年5月26日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 宮本博史 ㊟
社外監査役 竹俣耕一 ㊟
社外監査役 丸山輝久 ㊟
社外監査役 野末寿一 ㊟

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,617	流 動 負 債	1,906
現金及び預金	2,042	短期借入金	800
有価証券	1,409	未払金	723
前払費用	1	未払法人税等	24
繰延税金資産	76	預り金	5
関係会社短期貸付金	2,120	賞与引当金	153
未収法人税等	208	役員賞与引当金	182
未収入金	662	その他	18
その他	95	固 定 負 債	963
固 定 資 産	43,175	退職給付引当金	297
投資その他の資産	43,175	役員退職慰労引当金	666
投資有価証券	3,109	負 債 合 計	2,870
関係会社株式	32,943	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	6,950	株 主 資 本	46,594
繰延税金資産	172	資 本 金	4,681
その他	0	資 本 剰 余 金	11,381
		資 本 準 備 金	11,381
		利 益 剰 余 金	31,245
		利 益 準 備 金	402
		その他利益剰余金	30,842
		別 途 積 立 金	27,400
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,442
		自 己 株 式	△713
		評価・換算差額等	47
		その他有価証券評価差額金	47
		新 株 予 約 権	279
		純 資 産 合 計	46,922
資 産 合 計	49,792	負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,792

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		4,547
営 業 費 用		3,690
営 業 利 益		856
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	173	
有 価 証 券 売 却 益	0	
雑 収 入	17	192
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
有 価 証 券 評 価 損	0	
株 式 交 付 費	0	
雑 損 失	0	9
経 常 利 益		1,039
税 引 前 当 期 純 利 益		1,039
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49	
法 人 税 等 調 整 額	37	86
当 期 純 利 益		952

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成21年3月31日残高	4,681	11,381	11,381	402	27,400	2,933	30,736	△712	46,086
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△443	△443	—	△443
当期純利益	—	—	—	—	—	952	952	—	952
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	—	△0	△0	0	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	509	509	△0	508
平成22年3月31日残高	4,681	11,381	11,381	402	27,400	3,442	31,245	△713	46,594

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
平成21年3月31日残高	△17	157	46,226
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△443
当期純利益	—	—	952
自己株式の取得	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	65	122	188
事業年度中の変動額合計	65	122	696
平成22年3月31日残高	47	279	46,922

個 別 注 記 表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および
関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 重要な会計方針の変更

(退職給付に係る会計基準の一部改正)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準の一部改正（その他3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

関係会社に対する短期金銭債権 706百万円

関係会社に対する短期金銭債務 501百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 4,547百万円

営業費用 304百万円

営業取引以外の取引による取引高 124百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]
自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	384,366	682	144	384,904

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 682株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 144株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	62百万円
未払事業税	6百万円
その他	14百万円
繰延税金資産合計	83百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6百万円
繰延税金負債合計	6百万円
繰延税金資産の純額	76百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
退職給付引当金	120百万円
新株予約権	53百万円
一括償却資産	15百万円
その他	8百万円
繰延税金資産合計	198百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	26百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金資産の純額	172百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△45.2%
交際費等損金不算入項目	0.8%
役員賞与否認	6.9%
新株予約権	2.7%
住民税均等割	0.4%
その他	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.3%

[関連当事者との取引に関する注記]
 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	㈱ミスミ	所有 直接100%	役務提供 および受入 役員の兼任	配当金の受取 役務の提供 経費等の支払	1,158 3,074 2,504	未収入金 未払金	594 462
子会社	駿河精機㈱	所有 直接100%	役務提供 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の返済(注2) 利息の受取(注2)	1,900 750 108	短期貸付金 長期貸付金 その他 (流動資産)	1,900 6,950 43

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	526円	24銭
2. 1株当たり当期純利益	10円	75銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10円	74銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	46,922 百万円
普通株式に係る純資産額	46,642 百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	279 百万円
普通株式の発行済株式数	89,018 千株
普通株式の自己株式数	384 千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	88,633 千株

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	952 百万円
普通株式に係る当期純利益	952 百万円
普通株主に帰属しない金額	－ 百万円
普通株式の期中平均株式数	88,634 千株
当期純利益調整額	－ 百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	
新株予約権	93 千株
普通株式増加数	93 千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年6月20日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 205千株 ・平成16年6月22日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 700千株 ・平成17年6月23日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 993千株 ・平成19年6月21日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 280千株 ・平成19年12月17日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 35千株 ・平成20年6月20日定時株主総会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 400千株 ・平成20年11月19日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 77千株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中川 正行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法により、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成22年5月26日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 宮本博史 ㊟
社外監査役 竹俣耕一 ㊟
社外監査役 丸山輝久 ㊟
社外監査役 野末寿一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、従来どおり企業の体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるため内部留保につとめてまいりつつも、株主の皆様のご支援にお応えし、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、平成21年12月14日に1株につき2円（総額177,268,308円）の中間配当を実施しております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき8円 総額709,070,240円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成22年6月18日

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役7名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、当社の経営体制を強化するため取締役の人数を8名とし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	さへぐさ ただし 三 枝 匡 (昭和19年9月22日生)	平成13年6月 ㈱ミスミグループ本社 取締役 平成14年3月 同 取締役副社長 平成14年6月 同 代表取締役社長 平成17年4月 ㈱ミスミ 代表取締役社長 平成18年4月 駿河精機㈱ 代表取締役社長 同 ㈱プロミクロス 代表取締役 平成20年10月 ㈱ミスミグループ本社 代表取締役会長・CEO(現任)	481,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	たかや まさゆき 高 家 正 行 (昭和38年3月21日生)	平成11年1月 A. T. カーニー(株) 入社 平成16年2月 (株)ミスミグループ本社 入社 平成17年1月 同 執行役員 平成17年6月 同 取締役執行役員 平成18年10月 同 取締役常務執行役員 平成19年6月 駿河精機(株) 代表取締役社長 平成20年10月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長(現任) 同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任)	10,900株
3	えぐち まさひこ 江 口 正 彦 (昭和34年7月6日生)	昭和57年4月 (株)ミスミグループ本社 入社 平成14年4月 同 執行役員 平成15年6月 同 取締役執行役員 平成18年10月 同 取締役常務執行役員 平成20年10月 同 代表取締役副社長(現任) 平成21年10月 同 F A事業グループ管掌(現任) 平成21年11月 (株)ミスミ F Aエレメント企業体社長 (現任)	40,700株
4	あるが ていいち 有 賀 貞 一 (昭和22年10月13日生)	平成9年6月 (株)C S K 専務取締役 平成12年6月 同 代表取締役副社長 平成17年10月 (株)C S Kホールディングス 代表取締役 平成20年5月 (株)ミスミグループ本社 顧問 平成20年6月 同 代表取締役副社長 事業プラットフォームグループ管掌 (現任) 平成22年5月 (株)プロミクロス 代表取締役(現任)	2,000株
5	おおの りゅうせい 大 野 龍 隆 (昭和39年10月1日生)	昭和62年4月 (株)ミスミグループ本社 入社 平成14年4月 同 執行役員 平成19年6月 同 取締役執行役員 平成20年10月 駿河精機(株) 代表取締役社長(現任) 同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務 執行役員 生産プラットフォーム グループ管掌(現任)	12,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	いけぐち とくや 池 口 徳 也 (昭和43年12月30日生)	平成4年4月 三菱商事(株) 入社 平成17年4月 (株)ミスミ 入社 平成19年4月 (株)ミスミグループ本社 執行役員 平成21年11月 同 常務執行役員(現任) 同 (株)ミスミ 金型企業体社長(現任)	800株
7	ふきの ひろし 吹 野 博 志 (昭和17年2月4日生)	昭和49年12月 セイコー電子工業(株) (現 セイコーインスツル(株)) 入社 昭和61年3月 セイコー電子工業 USA (現 Seiko Instruments USA Inc.) 社長兼CEO 平成6年9月 デルコンピュータ(株)(現 デル(株)) 代表取締役会長 平成14年6月 (株)ミスミグループ本社 取締役(現任) 平成16年5月 (株)吹野コンサルティング 代表取締役社長(現任) 平成20年3月 楽天(株) 社外取締役(現任)	65,800株
8	ぬまがみ つよし 沼 上 幹 (昭和35年3月27日生)	昭和63年4月 成城大学経済学部 講師 平成3年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究施設 講師 平成4年4月 同 助教授 平成9年4月 一橋大学商学部 助教授 平成12年4月 一橋大学大学院商学研究科 教授 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者吹野博志氏および沼上幹氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 吹野博志氏には、デル(株)等の経営者としての経歴を通じて培った国際的な経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社のビジネスモデルを理解して経営の監督とチェック機能を果たしていただいております。今後も引き続きその役割を担っていただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、平成14年6月から本定時株主総会終結の時をもって、約8年間です。当社と同氏の間においては責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
4. 沼上幹氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学者としての専門的な知識・経験等を活かして、有用な意見をいただくことを期待したためです。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業研究の経験豊富な著名な経営学者であることから、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、賠償責任の限度額を1千万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

- 取締役候補者吹野博志氏および沼上幹氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
- ㈱ミスミグループ本社は、平成元年5月に三住商事㈱から㈱ミスミへ商号変更し、平成17年4月に㈱ミスミから㈱ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現㈱ミスミは、平成17年4月に現㈱ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役宮本博史氏、同竹俣耕一氏および同丸山輝久氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	みやもと ひろし 宮 本 博 史 (昭和30年1月30日生)	昭和53年4月 ㈱ミスミグループ本社 入社 平成9年6月 同 取締役 平成12年6月 同 執行役員 平成17年4月 ㈱ミスミ 監査役(現任) 平成18年4月 ㈱プロミクロス 監査役(現任) 平成18年6月 ㈱ミスミグループ本社 監査役(現任) 同 駿河精機㈱ 監査役(現任)	45,078株
2	たけまた こういち 竹 俣 耕 一 (昭和27年11月18日生)	昭和51年4月 ㈱東海銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和60年10月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成3年6月 ㈱マースエンジニアリング社外監査役(現任) 平成4年7月 野村・竹俣会計事務所(現 税理士法人レクス会計事務所) 代表社員(現任) 平成9年6月 ㈱ミスミグループ本社 監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者竹俣耕一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
3. 竹俣耕一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務および会計に関する専門知識を当社の監査体制の充実・強化に活かし、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を遂行することができるものと期待したためです。なお、同氏は、過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、平成9年6月から本定時株主総会終結の時をもって、約13年間です。当社と同氏との間においては責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
4. 監査役候補者竹俣耕一氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。

5. ㈱ミスミグループ本社は、平成元年5月に三住商事㈱から㈱ミスミへ商号変更し、平成17年4月に㈱ミスミから㈱ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現㈱ミスミは、平成17年4月に現㈱ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、定款第33条第3項の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
まるやま てるひさ 丸山輝久 (昭和18年7月1日生)	昭和48年4月 弁護士登録 昭和53年7月 紀尾井町法律事務所 開設 同 同 弁護士(現任) 平成13年6月 ㈱ミスミグループ本社 監査役(現任)	990株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者丸山輝久氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。
3. 丸山輝久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての法務に関する専門知識を当社の監査体制の充実・強化に活かし、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を遂行することができるものと期待したためです。なお、同氏は、過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、平成13年6月から本定時株主総会終結の時をもって、約9年間です。同氏が就任した場合、当社は同氏との間で、賠償責任の限度額を5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 補欠監査役候補者丸山輝久氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
5. ㈱ミスミグループ本社は、平成17年4月に㈱ミスミから㈱ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現㈱ミスミは、平成17年4月に現㈱ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。

第5号議案 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の内容決定の件

当社の取締役の報酬等については、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会において報酬等の額を年額7億円以内としております。

当該報酬とは別に、当社の株価と当社取締役が受ける利益とを連動させることにより当社取締役の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるインセンティブとしての効果等を総合的に勘案し、第49期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）において、総額3億円以内の範囲で、当社取締役（社外取締役を除く）に対し下記新株予約権の要領に定める新株予約権を付与することにつきご承認いただきたいと存じます。

また、各取締役に支給する個別の報酬等の額および内容の詳細は取締役会にご一任いただきたいと存じます。ただし、取締役の報酬等には従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。なお、現在の社外取締役を除く取締役は6名でございますが、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、社外取締役を除く取締役の数は6名となります。

記

<新株予約権の要領>

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

① 新株予約権の総数

5,200個を第49期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における上限とする。

② 目的となる株式の種類および数

当社普通株式520,000株を第49期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立

しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その他行使価額の調整をすることが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月1日から8年を経過する日までの範囲内で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記(3)の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

② 上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(5) その他内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます田口弘氏に対しまして、当社「役員退職慰労金及び弔慰金規程」に基づき退職慰労金の贈呈をすることといたしたく、ご承認をお願い申し上げます。

田口弘氏は昭和44年12月より平成14年6月まで当社代表取締役を務められております。退職慰労金は、田口弘氏の代表取締役退任までの期間中の功労に報いるもので、平成14年6月以降非常勤取締役に就任されてからの期間については、対象としておりません。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たぐち ひろし 田 口 弘	昭和44年12月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 平成7年3月 (株)シリウス(現 (株)エムアウト) 代表取締役社長(現任) 平成14年6月 (株)ミスミグループ本社 取締役(現任)

以 上

ご案内図

東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 3階「永代の間」
TEL. 03(5683)5683(代)



最寄駅

●東線 東陽町駅（出口1）徒歩7分

※シャトルバス（東陽町駅～ホテル間）をご用意いたします。シャトルバス乗車場は東陽町駅（出口1）を出て左手先の三菱東京UFJ銀行の斜め前にございます。

シャトルバスは東陽町駅発13時45分から15分間隔での運行を予定しております。

第48回定時株主総会終了後、株主の皆様と会社経営陣との対話の場として“株主懇談会”と“懇親パーティー”を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。